

平成 29 年度 糸魚川市立磯部小学校いじめ防止基本方針

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「磯部小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」は次の通りである。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を即時に解決します。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

1 「いじめ」とは（いじめ防止対策推進法第 2 条を参照して）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2 いじめを未然に防止するために

<児童への指導・支援>

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切に、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・分かる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導の指導を通して育む。
- ・友達の良い所に気付き、広めていく場を設定する。（「いそべにこにこの森」の取組等）
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つようさまざまな活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、先生や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

<教職員の構え>

- ・児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・児童一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告及び「学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

<学校運営>

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌を作る。
- ・いじめに関する「心のアンケート」調査を毎月実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・「いじめ防止学習プログラム」を活用し、生活目標と合わせながら指導していく。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。
- ・「いじめ見逃しゼロスクール運動」を児童会として取り組む。（6月・10月）
- ・「能生中学校区いじめ見逃しゼロスクール集会」（12月）に参加し、各学校の取組の情報交換を行う。また、帰校後、その様子について全校児童に報告する。（12月）

<保護者・地域との連携の充実>

- ・児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、学級便り、学級懇談会、家庭訪問等で伝え、理解と協力をお願いする。

3 「いじめ」の早期発見・即時対応に向けて

<早期発見に向けて・・・「変化に気付く」>

- ・児童の様子を担当や多くの教職員で見守り、情報を共有する場を設ける。(毎週月曜日の情報交換会等)
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声掛けを行い、児童に安心感を持たせる。
- ・「心のアンケート」調査や教育相談等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

<相談ができる・・・「誰にでも」>

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えは、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職・担当者に報告するとともに、校内で情報を共有し、組織的に対応する。

<即時の解決を・・・「傷口は小さいうちに」>

- ・教職員が気付いたり、児童や保護者から相談があったりした「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。
- ・事実関係を把握する際には、関係する職員が必ず複数で対応するなど、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることを止めさせる。
- ・いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめていることに気付かせるような指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応に仕方について、学校と連携し解決を目指す。

4 校内体制について

- ・校務分掌に「いじめ・不登校等対策委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、教務、生活指導主任、養護教諭、当該学級担任、スクールカウンセラーとする。役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- ・いじめの相談があった場合には、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・学校評価においては、毎年度の取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

5 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ・いじめの事実を確認した場合には、糸魚川市教育委員会へ報告をし、指導を受ける。特に、重大事態発生時の対応等については、法に即して、糸魚川市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを勧める。

6 「いじめ」事案の報告・指導の流れ

「いじめの発生」
発生第1確認者 **子ども**・**職員** (**担任**)

校長 田中和人

教頭 猪又浩之

生活指導主任 金井千春

養護教諭 加藤由麻

↓直ちに報告

生活指導主任・教頭

↓直ちに報告

校長

↓開催指示（当日中に開催）

※管理職が不在の場合は、電話連絡をし、指示を仰ぐ。

いじめ・不登校等対策委員会（校長・教頭・生活指導主任・養護教諭・担任）

○対応協議

- ・事実確認・報告
- ・被害児童へのケアについて
- ・加害児童への指導について
- ・被害児童保護者への報告・謝罪について
- ・加害児童保護者への報告・助言について
- ・学級への指導・全校への指導
- ・保護者への啓発

○市教育委員会への報告

↓ 対応（当日中に）

↓ 対応（当日中に）

担任・養護教諭（・スクールカウンセラー）等
被害児童の状況のみとりと心のケアを実施

生活指導主任・担任等
加害児童の状況のみとりと指導を実施

↓報告

教頭 →市教育委員会への報告（緊急に電話で第1報）

↓報告

校長

↓指示

教頭・担任等
被害児童保護者へ家庭訪問
事実確認と対応についての報告・謝罪

教頭・担任等
加害児童保護者へ家庭訪問
事実確認と対応についての報告・助言

↓報告

校長

↓指示

教頭 →市教育委員会への報告

↓指示

担任・生活指導主任

学級・学校で再発防止の指導
保護者会等で再発防止の啓発を実施
場合によっては臨時全校集会の実施

校長

※全校体制による再発防止
学校だより等で、再発防止の記事を掲載

